

[明石市長への要求書]

明石市労働組合連合会

## 年末一時金についての要求書

貴職におかれましては、地方自治発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

各自治体における賃金の引き下げ、諸手当の削減、給与構造改革・給与制度の総合的見直しによる賃金水準の低下、医療・年金などの社会保障費や税金の負担増など、さらには急激な物価高により、私たちの生活状況はさらに厳しくなっています。

このような中であって、本年人事院は一時金0.1月の引き上げ勧告を行いました。一時金の引き上げ分が期末手当、勤勉手当に割り振られたこと、その引き上げ分の一部を上位の成績区分に係る原資に配分しないことは、一定の理解が出来る内容と言えます。

一時金は私たちの家計にとって必要不可欠なものとなっています。それだけに一時金に対する組合員の期待と増額要求は極めて強いものがあります。また、職場に差別と分断を持ち込み、成績主義の強化・拡大となる勤勉手当の成績率による支給も認めることができません。

貴職におかれましては、私たちの一時金への期待と要求、そしてきびしい生活実態について深くご理解いただき、10月31日までに誠意をもってご検討の上、文書で回答されるよう要求します。

### 記

1. 月収の2.7カ月を支給すること
2. 会計年度任用職員に対する一時金を勤勉手当も含め正規職員並みに支給すること。なお、勤勉手当が支給されるまでの間については、割増報酬を活用するなどの対応を行うこと。
3. 「職務・職階給」の固定化につながる一時金の役職者加算（傾斜配分）を撤廃し、一律配分にあらためること。
4. 勤勉手当への人事評価制度などによる成績率導入・強化は行わないこと。
5. 勤勉手当を廃止し、全額期末手当とすること。
6. 支払日は、労使交渉妥結後、速やかに一括で支払うこと。